

特定個人情報保護評価の 再実施に係る第三者点検について

平成27年10月
長崎県個人情報保護審査会事務局
(長崎県総務部県民センター)

特定個人情報保護評価とは

●特定個人情報ファイルを保有しようとする地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測したうえで特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認のうえ、特定個人情報保護評価書において宣言するもの。

●評価には、基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価の3種類があり、評価実施機関において「しきい値判断」を行い、対象となる評価の種類を決定する。

●しきい値判断項目【抜粋】

・基礎項目評価

事務において取り扱う対象人数(個人番号の本人の数。以下同じ。)が
1,000人以上10万人未満の事務

・重点項目評価

事務において取り扱う対象人数が10万人以上30万人未満の事務

・全項目評価

事務において取り扱う対象人数が30万人以上の事務

※他の項目:取扱人数、特定個人情報に関する重大事故の発生の有無

評価の再実施とは

●特定個人情報保護評価書に記載する特定個人情報ファイルの取扱い等に『重要な変更』を加えようとするときは、当該変更を加える前に、特定個人情報保護評価を再実施(やり直し)しなければならない。

●『重要な変更』とは、国が指針で定める「特定個人情報の漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響が大きい変更」であり、具体的には、全項目評価書中に『※』で記されている。

●例外

- ①誤字・脱字、組織名称等の形式的な変更
- ②特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを明らかに軽減させる変更

【重要な変更該当項目(指針別表)】

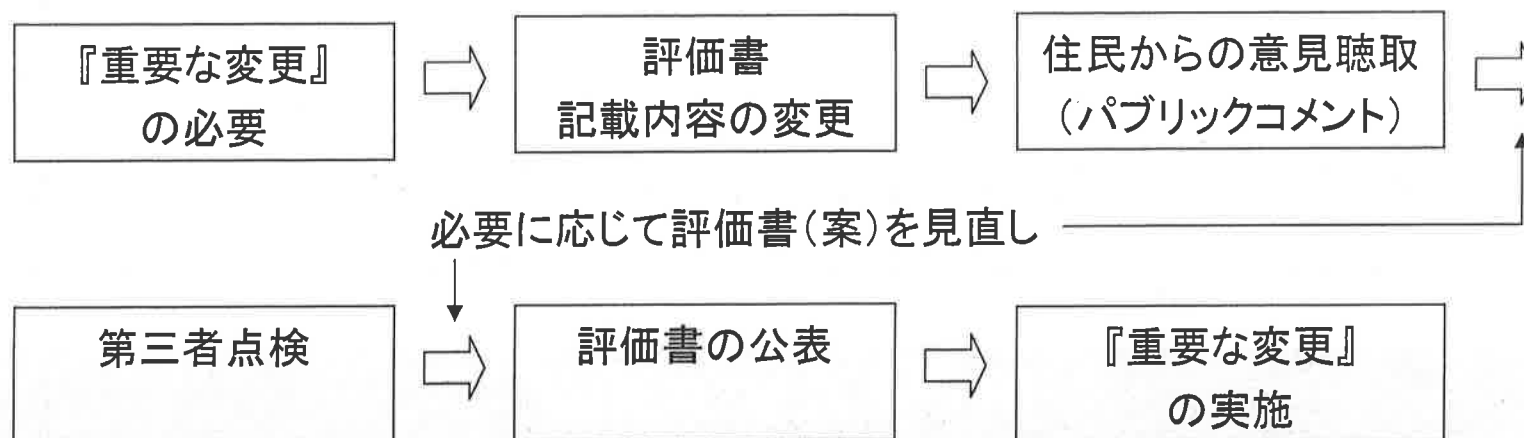
- 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容
- 2 個人番号の利用
- 3 情報提供ネットワークシステムによる情報連携
- 4 特定個人情報ファイルの種類
- 5 特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲
- 6 特定個人情報ファイルに記録される主な項目
- 7 特定個人情報の入手元
- 8 特定個人情報の使用目的
- 9 特定個人情報の使用部署
- 10 特定個人情報の使用方法
- 11 特定個人情報の突合
- 12 特定個人情報の統計分析
- 13 特定個人情報の使用による個人の権利利益に影響を与え得る決定
- 14 特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無
- 15 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲
- 16 特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無
- 17 特定個人情報の保管場所
- 18 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(重大事故の発生を除く。)
- 19 その他のリスク対策

第三者点検とは

- 3種類ある評価のうち、「全項目評価」に対して実施する。
- 第三者点検は、評価実施機関が全項目評価の内容を決定するに当たって外部の有識者の意見を伺うことで、特定個人情報保護評価の適合性・妥当性を客観的に担保することを目的としている。

評価の再実施の流れ

- 全項目評価の再実施は、以下の流れで実施される。



審査の観点(特定個人情報保護評価指針)

● 適合性

指針に定める実施手続等に適合した評価を実施しているか。

- ①しきい値判断に誤りはないか。
- ②適切な実施主体が実施しているか。
- ③公表しない部分は適切な範囲か。
- ④適切な時期に実施しているか。
- ⑤適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。
- ⑥特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。

● 妥当性

評価の内容は、指針に定める評価の目的等に照らし妥当と認められるか。

- ⑦評価の実施を担当する部署は、評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。
- ⑧評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。
- ⑨特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。
- ⑩特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。
- ⑪記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。
- ⑫個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。

評価の再実施における点検方法

- 点検を行うのは、「変更を行った項目」のみ。
- 事前確認項目（事務局の事前確認⇒審査会で報告）

- ・表紙（「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」を除く）【変更なし】
- ・ I 基本情報
- ・ II 特定個人情報ファイルの概要
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（形式面のみ）
- ・ IV その他のリスク対策（形式面のみ）
- ・ V 開示請求、問合せ【変更なし】
- ・ VI 評価実施手続き【変更なし】

- 重点点検項目（審査会で点検）

- ・表紙（「個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言」のみ）【変更なし】
- ・ III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
- ・ IV その他のリスク対策